「自動車騒音の大きさの許容限度」の一部を改正する案に対する御意見の募集（パブリック・コメント）について

令和８年 11 月 13 日
環境省水・大気環境局
モビリティ環境対策課

「自動車騒音の大きさの許容限度」（昭和 50 年９月環境庁告示第 53 号）の一部を改正する案について、広く国民の皆様から御意見をお聞きするため、令和８年 11 月 13 日（金）から令和８年 12 月 12 日（土）までの間、意見の募集（パブリック・コメント）を行います。

１．背景

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 16 条第１項の規定に基づき、自動車騒音の大きさの許容限度（昭和 50 年９月環境庁告示第 53 号。以下「告示」という。）が定められており、同条第２項の規定により国土交通大臣は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく命令で、自動車騒音に係る規制に関し必要な事項を定める場合には、告示により定められた許容限度が確保されるように考慮しなければならないこととされています。

このうち、四輪車の走行騒音規制については、平成 27 年７月の中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について（第三次答申）」を踏まえ、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」（平成 10 年条約第 12 号）に付属する規則（以下「協定規則」という。）第 51 号の走行騒音規制を導入しているところです。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）第 199 回会合において、当該協定規則の補足改訂が採択されたことに伴い、告示について所要の改正を行うことを検討しています。

つきましては、国民の皆様から広く御意見を募集いたしますので、以下の意見募集要領に沿って御提出いただきますようお願いいたします。募集期間終了後、御意見の概要とそれについての考え方を取りまとめた上で公表する予定です。

２．意見募集対象

自動車騒音の大きさの許容限度（昭和 50 年９月環境庁告示第 53 号）の改正案の概要

３．意見募集要領

（１）募集期間

令和８年 11 月 13 日（金）から令和８年 12 月 12 日（土）まで

（※郵送の場合は締切日必着）

（２）意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

①電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov：https://www.e-gov.go.jp/）の「意見提出フォーム」から提出してください。

②郵送する場合

（別紙）の様式により提出してください。

＜注意事項＞

・意見は日本語で提出してください。

・郵送の場合は、Ａ４判の用紙にて提出してください。

・電話での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

＜宛先＞

〒100－8975　東京都千代田区霞が関１－２－２

環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課　宛て

（３）資料の入手方法

①インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口（e-Gov）　https://www.e-gov.go.jp/

②郵送による送付

郵送による入手を希望される方は、140 円切手を貼付し、送付先の郵便番号、住所及び氏名を宛名として明記した返信用封筒（Ａ４判の冊子が折らずに入るサイズのもの）を同封の上、封筒表面に「「自動車騒音の大きさの許容限度」の一部を改正する案に対する御意見の募集について　関係資料希望」と明記し、期限までに十分な余裕を持って、上記（２）②に記載の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承ください。

（４）注意事項

・御提出いただいた御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承ください。

・記入漏れがある場合や本要領に則して記入されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただくことがあります。

・また、以下に該当する場合など、頂いた御意見の内容によっては受付の対象外とさせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

- 御意見の内容が、「「自動車騒音の大きさの許容限度」の一部を改正する案」と無関係な場合
- 御意見の中に、特定の個人・法人等が識別され得る情報がある場合
- 個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合
- 個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
- 事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
- 記載された情報が虚偽であると判明した場合

・御意見に附記された氏名、住所、電話番号等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡等、本意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

・皆様から頂いた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承ください。

４．問合せ先

環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課
〒100－8975　東京都千代田区霞が関１－２－２
TEL　03－5521－8302
電子メール　kanri-gijutsu@env.go.jp

以上

（別紙）

環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課　宛て

「自動車騒音の大きさの許容限度」の一部を改正する案に対する御意見の募集について

氏名	（フリガナ）
住所	〒
所属	（会社名）・（部署名）
電話番号	
電子メールアドレス	
該当箇所	（どの部分についての御意見か分かるように明記してください。）
御意見・ 御意見に至る理由 （根拠となる出典等を併記してください。）	